

## 「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）に関する 意見募集結果について

県では、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定（案）」に対するパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただいておりますのでご了承ください。

ご意見につきましては、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を策定する上で参考とさせていただきます。今回、ご意見をいただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

### 1 意見の概要及び県の考え方

別添のとおり

### 2 意見募集時の公表資料

- ・「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）の概要
- ・「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）の新旧対照表

別添

「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」の改定(案)に関する  
意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和5年12月1日(金曜日)から令和6年1月9日(火曜日)まで 40日間
- 2 募集方法 ・茨城県ホームページ掲載  
・いばらき電子申請・届出サービス  
・原子力安全対策課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧
- 3 寄せられた意見数 (1)意見提出者数 11人  
(2)意見数 38件

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	地域防災計画・広域避難計画に関すること	6	<p>県民の「生命・身体の安全・財産」を守るため、実効性のある避難計画を作成したうえで、原発の再稼働に対処する必要がある。</p> <p>自治体には防災の「目的」の実現のためしっかりと欲しい。</p> <p>避難用のバスの手配ができるかどうか分からない段階で、市町村に避難計画策定を求めても策定できるはずがありません。県は実効性のある避難計画策定をめざしてください。</p> <p>「防災業務関係者」などと言う曖昧な表現で一般作業職業人を、原発事故災害時に突如、放射線作業従事者並に扱う事は、防災の「目的」からの逸脱であり、なし崩し的であるから、自治体としては原発の再稼働を考え直すべきである。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策＞第13節 防災業務関係者の防護対策＞1防災業務関係者の安全確保の追記部分について、科学的根拠があれば、指標の設定は要する。但し、この設定により「東海第二原発の再稼働」が容認されることにはならない。再稼働に関わる県民の意思を問うことが必要である。</p> <p>能登地震の被災の様相を報道で見ると、地震、津波の防災は極めて困難であり、ましてや、原子力事故と重なった場合には、想像を絶するものがある。 東海第二原発を再稼働させて、想定以上の地震に襲われた場合、現状の「県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」を少し改定した程度では、県民の安全は守れないことは明らかである。 東海第二原発は再稼働を許さないことを前提にして、抜本的に見直すべきものとする。</p>	<p>現在策定を進めている広域避難計画については、検討すべき多くの課題があり、国や市町村、関係機関と緊密に連携してその解決に努めているところです。引き続き、実効性ある避難計画の策定に向けた課題の解決に取り組んでまいります。</p> <p>今回の改定は、労働者に対して防災業務に従事する法的義務を課すものではなく、防災基本計画(原子力災害対策編)及び原子力災害対策指針の規定に基づき、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標を当該者の属する組織が定めるにあたって、参考とすべき指標を示すものです。 また、地域防災計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法により、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成しなければならないとされており、東海第二発電所の稼働の有無に関わらず、計画を策定する必要があります。</p>

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
2	防災業務関係者の防護対策に関すること	23	<p>原発事故時に防災業務関係者に過度の被ばくを前提とした業務を命令することは、個人の被ばくを避ける権利を侵害する。公務員であれ民間事業者であれ、可能な限り被ばく量を低くすることが求められるのであり、放射線業務従事者の平時の基準を適用することは行われるべきではない。</p> <p>防災業務関係者の被ばく限度を放射線業務従事者のそれに合わせて良いとする法的根拠はあるのか。</p> <p>(被ばくを前提としてその限度を定める法的根拠について) 地方公務員(地方公共団体職員、警察、消防)は法的に「放射線業務従事者」ではない。地方公務員を放射線業務従事者と同様の権利・義務関係、被ばく管理を明示する法令を示されたい。</p> <p>(被ばくを前提としてその限度を定める法的根拠について) 電離放射線障害防止規則は事業者に対して従業員労働者の安全保護を規定した法である。「放射線業務」とは労働安全衛生法およびその施行令で、「管理区域」(3ヶ月につき1.3ミリシーベルトを越えるおそれのある区域)として特定の「施設」が定められ、「放射線業務従事者」とは管理区域内において放射線業務に従事する労働者のことを言う。茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)で法令の適用のない地方公務員ならびに指定地方公共機関の従業員を従事させる「管理区域」としての「施設」定義及び屋外での作業がどう規定されるのか、そして県が組織に対して標記の被ばく限度を定めることを指示できる権限の法的根拠を示されたい。</p> <p>(指定地方公共機関および属する従業員の法的関係) 「指定地方公共機関に属する従業員」は「民間人」であり、指定地方公共機関はその従業員に標記改正案のような放射線業務従事者と同様の地位にするような法的義務も、従業員にそれを指示する権利もないはずだが、茨城県が地域防災計画(原子力災害対策計画編)の条文中に明記できる法的根拠を示されたい。</p> <p>放射線業務に従事していない者に被ばくの可能性がある活動を要請する際、被ばく限度を放射線業務従事者と同基準にする趣旨を書き込む以上、県としての責任と義務が伴います。放射線業務に従事していない者の被ばく限度を、一般公衆の被ばく限度とした県もあり、これでも国からの要請は満たしていますが、このことも踏まえた上で、今回の改正(案)が検討されたのでしょうか。</p> <p>東海第二原発などの原子力施設において過酷事故発生時に、住民を避難させるためのバスの運行に民間の労働者を強制的に従事させる根拠とされることを危惧する。 これは、運転労働者のみならず、医療・福祉従事者についても同様である。 ろくな説明も無いままに、民間の労働者を原子力事故避難のための業務に強制的に従事させることにつながる改定であり、反対する。</p> <p>「放射線業務従事者の平時における被ばく限度(中略)を参考として、あらかじめ指標を定めておく」と曖昧な基準設定になっている。これで放射線被ばく管理を行えとする根拠を示せ。</p> <p>(従業員と直接雇用関係を持たない機関について) 指定地方公共機関のうち茨城県トラック協会(社)および茨城バス協会(社)は「協会」であって、緊急時の物資輸送や住民の移送を行うような従業員との直接雇用関係にはない。このような場合における、第3章 緊急事態応急対策&gt;第13節 防災業務関係者の防護対策&gt;1 防災業務関係者の安全確保に追加された条項の適用範囲を、法的理由を示して説明されたい。</p> <p>この改定案は、原子力災害の広域避難計画を整えるために、放射線業務従事者以外に高い被曝を受け入れさせることを前提としており、その際の管理責任を国や県、原子力事業者でなく、民間企業を含む組織が自ら指標を定めたとして、責任の所在を曖昧にする内容であり、このような改定は行うべきでない。</p>	<p>労働条件や安全衛生の確保については、原則として雇用主がその責任を負うとされています。そのため、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が、同対策に従事する者の放射線防護に係る指標を定め、当該者の被ばく線量を管理し、必要に応じて業務実施後の健康管理に配慮すべきと考えております。</p> <p>また、今回の改定は、労働者に対して防災業務に従事する法的な義務を課すものではなく、防災基本計画(原子力災害対策編)及び原子力災害対策指針の規定に基づき、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標を当該者の属する組織が定めるにあたって、参考とすべき指標を示すものです。</p> <p>なお、参考とすべき防災業務関係者の線量限度は、原子力規制委員会において、IAEA(国際原子力機関)の安全基準を考慮したうえで整理されたもので、原子力災害対策指針では指標の設定にあたり、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とすることとされています。</p>

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
			<p>防災業務関係者には、通常業務での放射線被ばくの可能性が全くない民間企業の労働者をも含めているのか。</p>	<p>放射線防護の対象とする防災業務関係者については、原子力災害対策指針において「被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」とされており、緊急事態応急対策については、原子力災害対策特別措置法で定められ、その対応者として国、地方公共団体、警察、消防、自衛隊、原子力事業者、医療機関、鉄道事業者などが想定されています。</p>
			<p>「被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織」とは、具体的には、どういふ組織のことを想定し、どういふ防災業務を想定しているのか。</p>	<p>また、「本県における当該防災業務関係者の属する組織」については、本県に所在し、原子力災害対策特別措置法第26条第2項の規定に基づき、緊急事態応急対策を実施する組織を想定しています。</p>
			<p>(追加条文が対象とする「防災業務関係者の属する組織」について) 「本県における当該防災業務関係者の属する組織」とは、「地方公務員(地方公共団体職員、警察、消防)」及び「指定地方公共機関(JR東日本(株)水戸支社、日本貨物鉄道(株)水戸営業所、日本通運(株)東京支店、茨城交通(株)、関東鉄道(株)、鹿嶋臨海鉄道(株)、茨城県トラック協会(社)、日立電鉄交通(株)、JRバス関東(株)、茨城県バス協会(社)」を指すのか。</p>	<p>なお、労働条件や安全衛生の確保については、原則として雇用主がその責任を負うとされています。従って、今回の改定(案)の第3章 緊急事態応急対策&gt;第13節 防災業務関係者の防護対策&gt;1 防災業務関係者の安全確保において、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う旨を明記しております。</p>
			<p>防災業務従事者の被曝限度について、放射線業務に従事する者の被曝限度を参考として、組織があらかじめ指標を定めておくという改定案だが、防災業務関係者とは具体的にどのような業務に従事する者か、また、防災業務関係者の被曝限度を変更した場合、その被曝限度は誰がどのように測定、管理するのかが不明である。</p>	
			<p>放射線業務に従事していない者に被ばくの可能性のある活動を要請する際、被ばく限度を放射線業務従事者と同基準にする趣旨のことが書かれていますが、これはどこの責任で行い、この活動を実際に行う者の権利はどこが保証するのでしょうか。この種のことを明確にした上で改定案を提示すべきだと思います。</p>	
			<p>放射線業務従事者と防災業務関係者とは法制度で区別されているのか。</p>	<p>放射線業務従事者については、電離放射線障害防止規則において「管理区域内において放射線業務に従事する労働者」と定められています。</p>
			<p>(被ばくを前提としてその限度を定める法的根拠について) 地方公務員(県、自治体の職員、消防職員及び警察)が、その属する組織から緊急時モニタリング業務や住民の避難誘導業務、避難行動要支援者業務、交通規制業務等、「被ばくの可能性のある環境下で活動を要請された」場合、拒否できる権利を茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)に明示しない理由を、公務員法の規定にもとづく根拠で説明されたい。</p>	<p>また、放射線防護の対象とする防災業務関係者については、原子力災害対策指針において「法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」として明確化されています。</p>
			<p>第3章 緊急事態応急対策&gt;第13節 防災業務関係者の防護対策&gt;1 防災業務関係者の安全確保の追記部分において、災害時に対象となる方々に混乱を招かないよう事前に周知説明と同意を求めてください。バス会社の運転手及び職員、タクシー運転手及び職員をはじめ、介護施設など多くの職種と住民が関わることとなります。採用時に説明と同意を求めよう関係各社及びハローワークに指導を徹底してください。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第26条第2項の規定により、地方公共団体の長その他の執行機関は、緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされており、また、地方公務員法第32条の規定により、職員は法令等及び上司の職務上の命令に従わなければならないこととされており、</p>
				<p>緊急事態応急対策を実施する組織と従業者の関係は、職務命令の履行に係る法的な規定が異なる場合があるなど一様ではないことから、本計画において従業者による同意の必要性について一律に記載しておりません。</p> <p>なお、原子力災害対策指針において、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、当該者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順、放射線防護に係る指標、自らの防護措置等を教育する必要がある旨が明記されております。</p>

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
			<p>災害対応後は放射線取扱者と同様の健康診断を行い、障害が出た場合の補償はすべて国と県の責任で行うことを明記してください。</p> <p>放射線防護に係る指標を上方変更して、その範囲内の被曝後に健康上の問題が出た場合、その補償は誰がどのように行うのが明記されていない。</p> <p>放射線取扱者は被ばく線量測定用「フィルムパッチ」を作業中は携帯しています。緊急時作業に従事する方々にも、県の責任で事前配布し被ばく線量を測定すること。また高線量のエリアに立ち入ってしまうまいよう、放射線量測定装置を一人ひとりが携帯できるようにするべきです。</p> <p>対象者にはヨウ素剤を事前配布してください。</p> <p>防災業務関係者の防護対策について、住民にも説明してほしい。</p>	<p>原子炉の運転などにより損害が発生した場合、「原子力損害の賠償に関する法律」により、原則として原子力事業者は故意や過失を問わず賠償責任を負うとともに、損害の全額を賠償する義務を負っています。また、必要と認める時には、国が原子力事業者に対して損害を賠償するための援助を行うこととされています。</p> <p>また、労働条件や安全衛生の確保については、原則として雇用主がその責任を負うとされています。従って、今回の改定(案)の第3章 緊急事態応急対策＞第13節 防災業務関係者の防護対策＞1 防災業務関係者の安全確保において、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う旨を明記しております。</p> <p>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の属する組織が実施する被ばく管理・健康管理に対して、県では、必要に応じ、個人線量計や安定ヨウ素剤等の資機材の提供、被ばく線量の確認・記録作成の支援等を実施することとしています。</p> <p>ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
3	情報伝達・住民広報体制の確立に関する事	1	<p>第3章 緊急事態応急対策＞第7節 広報＞3 所在・関係周辺市町村の行う広報について、広報の伝達手段で 防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、スマートフォンアプリの電源喪失による通信不能の場合、広報車等で広報をするのは伝達に時間を要すると考える。ヘリコプターも救命で使うと思うので、地域の航空企業を活用したセスナ機も使用して広報する例もあっていい。</p> <p>また、被ばくを鑑みドローンを活用した広報を検討してはどうか。</p>	<p>ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>また、迅速かつ的確な広報を行い、確実に住民に情報が行き渡るよう、その他の情報伝達手段についても、引き続き検討して参ります。</p>
4	原子力災害医療に関する事	1	<p>第2章 原子力災害事前対策＞第13節 原子力災害医療体制等の確立＞6 原子力災害医療ネットワーク化の促進について、固有名称は第3章 緊急事態応急対策＞第11節 原子力災害医療＞1 原子力災害医療の体制で説明されているので、ここでは原子力災害医療ネットワーク体制を記載すべき。</p>	<p>ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	意見の対象	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
5	緊急時モニタリングに関すること	7	<p>シュミュレーションは2011年の時にも有効だったので、拡散予測システムの整備に係る記述については、削除せず残した方がよい。</p> <p>第2章 原子力災害事前対策＞第7節 緊急時モニタリング体制の整備＞6 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等について、「放射性物質の拡散予測」に関する文章を国の方針に従い削除しているが、この拡散予測の必要性は県独自に検討すべきであり、県として独自に「拡散予測」データの利用について検討すべきではないですか。</p> <p>「放射性物質の拡散予測」に関する文章を国の方針に従い削除しているが、予測なしには、着実な避難計画はできず、実際の避難も難しいと考えるため、削除すべきではない。</p> <p>第2章 原子力災害事前対策＞第7節 緊急時モニタリング体制の整備＞6 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等について、「また、避難ルート等の検討や整備、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などには、放射性物質の拡散を予測する情報が必要であることから、拡散予測システムの整備に努めるものとする。」を削除しているが、拡散予測システムを整備せずに、避難ルートの検討や緊急時モニタリング、避難帯域時検査場所の設置はどの様に行うのか。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策＞第7節 広報＞2 県の行う広報 (1)ウ 事故の状況及び環境への影響とその予測 とあるが、拡散予測システムを整備せずに、予測はどのように行うのか。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策＞第11節 原子力災害医療＞1 原子力災害医療の体制＞(3)救護所の設置 ウ 災害対策本部保健医療部は、救護所を開設したときは、茨城県医師会長に対し、次の事項を適宜連絡する。 (イ)事故の概要、放出された放射性核種とその線量レベル、放射能汚染地域及び今後汚染が予想される地域並びに汚染の程度 とあるが、今後汚染が予想される地域並びに汚染の程度は、拡散予測システムを整備せずにどのように把握できるのか。</p> <p>この度の能登半島地震ではモニタリングポストが地震の影響で機能しない場所が10ヶ所以上発生している。原子力事故は地震によって複合災害になる想定が必須であり、モニタリングポストだけに頼らない拡散予測システムがなければ、どのエリアの住民がどちらの方向に避難すれば被曝を最小限に抑えられるか、誘導の判断は難しい。 拡散シミュレーションで全面的な避難は不要との結果を採用しておきながら、拡散予測システムを使わないという改定案は矛盾しており、再考を求める。</p>	<p>国(原子力規制委員会)は、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるかを把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDI等による計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくリスクを高めかねないとの基本的考え方を示しており、放射性物質放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断にあたっては、予測的手法に基づくのではなく、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととされているため、県の地域防災計画も同様の考え方としています。 なお、県が2023年11月に公表した放射性物質拡散シミュレーションは、避難計画の実効性を検証するため、万が一の事態に備えた避難計画の対象となる発電所から30キロメートル周辺まで避難等が生じる事態において、最大と見込まれる避難等の規模を把握することが目的で実施したものです。</p>